主 文

本件について日本国裁判所は管轄権を有する。

事 実

第一 当事者の求める裁判

ー 請求の趣旨

- 1 被告は原告らそれぞれに対し、五〇〇万円及びこれに対する昭和六一年二月四日から支払済みまで年六分の割合による金員並びに昭和六四年二月四日以降毎月一五日限り別紙賃金目録の各原告らに対応する賃金額欄記載の金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言
- 二 請求の趣旨に対する答弁

(本案前の答弁)

- 1 原告らの訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

(本案についての答弁)

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 当事者

- (一) 被告は、アメリカ合衆国ニューヨーク州に所在する法人であって、雑誌「リーダーズダイジェスト」等の雑誌及び書籍の発行、販売等を業としている。
- (二) 株式会社日本リーダーズ ダイジェスト社(以下「訴外会社」という。) は、ダイレクトメールによる出版物の販売を主な業とする会社であって、昭和六一年四月一二日解散し、現在清算中である。
- (三) 訴外会社は、もともとは被告の日本支社として発足したものであるが、昭和三六年、被告の一〇〇パーセント出費にかかる子会社として設立されたものである。そして、訴外会社の社長は、被告の決定により被告から派遣されてきており、雑誌の編集内容、商品の開拓・改廃、その他の業務決定、人事、財務等について被告の決定に従い、あるいは被告の許可を得て決定されており、訴外会社は完全に被告に支配されている。
- (四) 原告らは、訴外会社の従業員で構成される日本リーダーズ ダイジェスト 社労働組合(以下「組合」という。)の組合員であるが、後2(一)のとおり、昭 和六一年二月三日、訴外会社を解雇された。

なお、原告らは、右解雇前、訴外会社から毎月一五日に別紙目録記載の賃金の支払を受けていた。

2 不法行為

- (一) 訴外会社は、昭和六○年一二月三日、組合に対し、昭和六一年一月末をもって訴外会社を閉鎖するので同日付けで原告ら従業員を解雇する旨通告し、昭和六一年二月三日、右通告に基づき、原告らに対し解雇の意思表示を行った。(二) 右の訴外会社の閉鎖及びこれを理由とする原告らの解雇は、被告が計画
- (二) 右の訴外会社の閉鎖及びこれを理由とする原告らの解雇は、被告が計画し、これを訴外会社に指示し、訴外会社と一体となって実行したものであるが、訴外会社の閉鎖及び解散は、専ら組合つぶしを目的とした偽装のものであるから、これを理由にした右解雇は原告らに対する不法行為である。 3 損害

(一) 逸失利益

原告らは、被告の右不法行為によって、昭和六一年二月四日以降、毎月支払いを 受けていた別紙目録記載の賃金を受けることができなくなり、同日以降毎月右同額 相当の損害を被っている。

(二) 慰藉料

原告らば、被告の右不法行為によって、永年勤務していた職場を奪われ、著しい精神的苦痛を被った。それを慰藉するには、原告それぞれにつき五〇〇〇万円が相当である。

4 よって、原告らは被告に対し、不法行為による損害賠償として右3 (二) の慰藉料五〇〇〇万円のうち五〇〇万円及びこれに対する不法行為後の昭和六一年二月

四日から支払済みまで年六分の割合による遅延損害金並びに昭和六一年二月四日から毎月一五日に別紙目録の各原告欄記載の金員の支払いを求める。 二 被告の本案前の主張

被告は、アメリカ合衆国ニューヨーク州に本店を持つ外国法人であるから、国際 民事訴訟法の衡平の原則に基づく国際上の慣行に照らし、日本国の裁判所は、本件 について管轄権を有しない。

すなわち、被告として訴えられる者は、自らの選択によらずして応訴を余儀なくされるのであるからその立場に配慮し、被告の住所地の裁判所が裁判管轄権を有するのが国際民事訴訟においても認められている原則であるところ、本件においては何らの例外的事情も存しない。原告らは、本件について、日本国裁判所に管轄権が存しないことを知りながら、いわゆるフォーラムショッピング(裁判所あさり)のため、日本国裁判所に本件訴訟を提起した。

また、原告らは、日本国内に不法行為地があることを日本国の裁判所に管轄権があることの根拠として挙げているが、事業の廃止、閉鎖は自由であって、これが不法行為となることはないから、原告らの主張はその前提を欠く。仮に、不法行為となりうるとしても、日本国は損害発生地にすぎないところ、単なる損害発生地に無制限に管轄権を認めることは適当ではない。

三 被告の本案前の主張に対する原告らの反論

日本国の裁判所が本件につき管轄権を有しないとの主張は争う。

1 国際裁判管轄については、わが国の民事訴訟法の土地管轄の規定の適用を前提とし、当事者の公平、審理の便宜、原、被告双方の場所的不利益などを総合的にまして、右原則によった場合には民事訴訟の基本原則に反する特段の事情があるとは、当事者間の資力の差をも考慮した実質的公平を意味する。更に、資力の乏とは、当事者間の資力の差をも考慮した実質的公平を意味する。更に、資力の乏い単なる市民が大企業に対して、消費者、旅客等の立場において、からである。なぜなら、そう解さないと、社会的弱者たる。なぜなら、そう解さないと、社会的弱者にある。なぜなら、ながよると、本人民である。などなり、自己によるからである。

2 そうすると、本件は、不法行為に基づく損害賠償訴訟であって、加害行為地も 損害発生地もいずれも日本国であるから、日本国の裁判所に管轄権が有力の事情のないかぎり、民事訴訟法一五条により、日本国の裁判所に管轄権が不利益の というべきところ、当事者間の公平、審理の便宜、原、被告双方の場所的不利益の いずれの点からしても、被告が世界的な大企業であるのに対し、原告らが被告の 生計を立てていた労働者であるという資力の差の観点からしても、むられるという を計を立てていた労働者であるという資力の差の観点からしても、むられるに 裁判所に管轄権を認めるのが相当であって、右の特段の事情があるとはいえての るり、原告らが本件をアメリカ合衆国ニューヨーク州の裁判所に提訴して、その 同州の裁判所はいわゆる「フォーラムノンコンビニエンス」の法理を援用して、その 同性軽を否定するおそれが強く、その点からも、日本国の裁判所が管轄権を有 の管轄権を否定するおそれが強く、その点からも、日本国の裁判所が管轄権を有 ることが認められるべきである。

第三 証拠(省略)

理 由

ー 本件訴えは、日本国に住所を有する原告らが、その勤務していた日本国に本店を置く訴外会社が閉鎖され、それに伴って解雇されたのは、アメリカ合衆国デラウエア州法に基づいて設立され、同国ニューヨーク州に営業の本拠を置く被告が訴外会社を完全に支配しているというその地位を用い、被告が計画し、訴外会社と一体となって、専ら組合つぶしのため閉鎖を偽装して行ったものであるから、原告らに対する不法行為であるとして、それによる損害の賠償を求めるものであることは、 新旨及び弁論の全趣旨から明らかである。

二 ところで、外国法人を被告とする民事訴訟について、いずれの国が裁判管轄権を有するかについては、これを一般的に規定する条約もなく、一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立されていないし、わが国にもこれについて直接規定する成文法規は存しない。そこで、右のような民事訴訟について日本国の裁判所が管轄権を有するか否かは、当事者間の公平、裁判の適正、迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当である。そして、日本国の民事訴訟法二

条、四条、八条、一五条等の土地管轄に関する規定は、右の同じ理念に基づいて定められているものと解することができるから、国際的観点からの配慮を加えた場合に右のような条理に反する結果を来すという特段の事情が認められないかぎり、これによる裁判籍が日本国内に認められるときには日本国の裁判所に管轄権を認めるのが相当である。

三これを本件にみるに、

1 原告らが本件において不法行為として主張するものは、日本国内にある訴外会社の閉鎖及びこれを理由とする原告らの解雇であるから、その最も重要で基本的な加害行為地が日本国内にあることは明らかであり、また日本国内に住所を有する原告らがその職場を失って精神的苦痛を受けかつ毎月の賃金を受けられなくなったのがその損害であるというのであるから、その損害発生地も日本国内にあるから、民事訴訟法一五条の裁判籍が日本国内にあるということができる。

そうすると、原告らの主張事実によると、それが不法行為となるか否かの準拠法は、法例一一条一項により日本法であるところ、日本法によると原告ら主張事実は不法行為となりうるものであり、また、原告らの提出した書証によるとその主張事実が、何らの根拠がないことが明らかとはいえない。

2 そこで、本件について日本国の裁判所に管轄権を認めた場合に、国際的観点からの配慮によって前述のような条理に反する結果を来すという特段の事情の有無について検討する。

右の特段の事情にあたるとはいえない。 (二) その他、右の特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。 四 よって、日本国の裁判所は、本件について管轄権を有するから主文のとおり中間判決する。

(裁判官 水上敏)

別紙当事者目録及び賃金目録(省略)